

長崎県障害者芸術文化の発表の機会確保事業 募集要項

長崎県障害者芸術文化の発表の機会確保事業実施要領に基づき、長崎県障害者芸術文化の発表の機会確保事業に参加し、助成金交付申請を行う団体等を募集します。

●募集期間

【終了】第1期 令和5年4月20日（木）～5月8日（月）17時必着

【終了】第2期 令和5年5月11日（木）～5月31日（水）17時必着

【終了】第3期 令和5年6月5日（月）～6月30日（金）17時必着

【追加】第4期 令和5年7月10日（月）～7月31日（月）17時必着

【追加】第5期 令和5年8月14日（月）～8月31日（木）17時必着(予定)

【追加】第6期 令和5年9月11日（月）～9月29日（金）17時必着(予定)

※ただし、第5期（6期）募集では、第4期（5期）募集までで採択された事業の助成額合計が予算の上限に届かない場合のみ事業を採択しますので、第4期または第5期募集のみで終了となる場合もあります。募集の情報はホームページ上にて公開します。

●助成金交付手続きの流れ

※郵送の送付先、メールの送信先は、P.3に記載しています。

(1) 交付申請（実施団体 → センター）

①長崎県障害者芸術文化活動普及支援事業ホームページで申請書様式等をダウンロードします。[\(http://nagasaki-artsupport.com/\)](http://nagasaki-artsupport.com/)

(ア) 交付申請書（様式1）

(イ) 事業計画書（様式2）

(ウ) 収支予算書（様式3）

(エ) 事前着手届（様式4）※必要な事業のみ

(オ) その他実施内容がわかるもの

（実施要綱、実施計画書、過去開催の同事業に関連する発行物等）

②必要書類を作成し、郵送およびメールにて提出ください。

・郵送にて送付するもの……（ア）～（オ）すべて

・メールにて送付するもの…（イ）事業計画書、（ウ）収支予算書

(2) 審査・助成金交付決定（センター → 実施団体）

提出書類に基づき、センターと県にて審査を行います。その後、助成金交付決定（助成の有無及び助成額）の通知を行います。

- (3) 内容変更申請（実施団体 → センター） ※変更がある場合のみ
申請内容に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。

(カ) 事業計画変更申請書（様式5）

(キ) 事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）のうち変更が生じた書類

- ・郵送にて送付するもの……すべて
- ・メールにて送付するもの… (キ) 事業計画書、収支予算書
(変更があった書類のみ)

- (4) 実績報告（実施団体 → センター）

事業の終了後、30日以内に、以下の書類を作成し、提出してください。

(ク) 実績報告書（様式7）

(ケ) 事業報告書（様式8）

(コ) 収支決算書（様式9）

(サ) 支出証拠書類

(シ) 実績の確認ができるもの（写真、成果物など）

(ス) (加算の申請をする場合) 参加団体名、参加者名の一覧、レクチャー資料、マニュアル、参加者アンケート等

- ・郵送にて送付するもの…… (ク) ~ (ス) すべて
- ・メールにて送付するもの… (ケ) 事業報告書、(コ) 収支決算書

※この助成金の対象となる事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を当該事業の完了の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (5) 助成確定額通知（センター → 実施団体）

報告を受けた事業実績に基づき、助成金交付決定通知の金額の範囲内で、助成額を確定し通知を行います。

- (6) 助成金請求（実施団体 → センター）

確定通知のあった金額の請求書を作成し、郵送にて提出してください。不備のない請求書の受理後、30日以内に指定の口座へ振り込みいたします。

2. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募にあたっては、長崎県障害者芸術文化の発表の機会確保事業実施要領および交付基準の内容をよく読んだうえでご応募ください。

特に以下の点についてご留意ください。

- ・この助成金は、事業に要したすべての経費を対象とできるわけではありません。また、対象経費の1/2を助成します。（すなわち、対象経費の1/2と対象外経費については、団体等の自己負担となります。）

<募集要項>

- ・当事業の実施期間外（5月～1月以外）の支出は、対象となりません。
- ・応募された事業が必ず採択されるとは限りません（審査があります）。また、申請額どおりの助成金が交付されるとは限りません（予算超過の場合は助成率の調整等が入る場合があります）

(2) 提出書類はすべて2部作成し、内1部を提出し1部を保管してください。保管期間は、当該事業の完了の翌年度から5年間とします。適切な処理が出来ていないときは、助成金の交付を取り消すこととします。

<応募・問合せ先>

長崎県障害者芸術文化活動支援センター

(事務局：長崎県障害者社会参加推進センター)

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 県総合福祉センター県棟 4F

(TEL 095-842-8178 FAX 095-849-4703)

e-mail hdcps-suishin@mbn.nifty.com